

第2章 本市における地域福祉の現状と課題

2-1 本市の現状

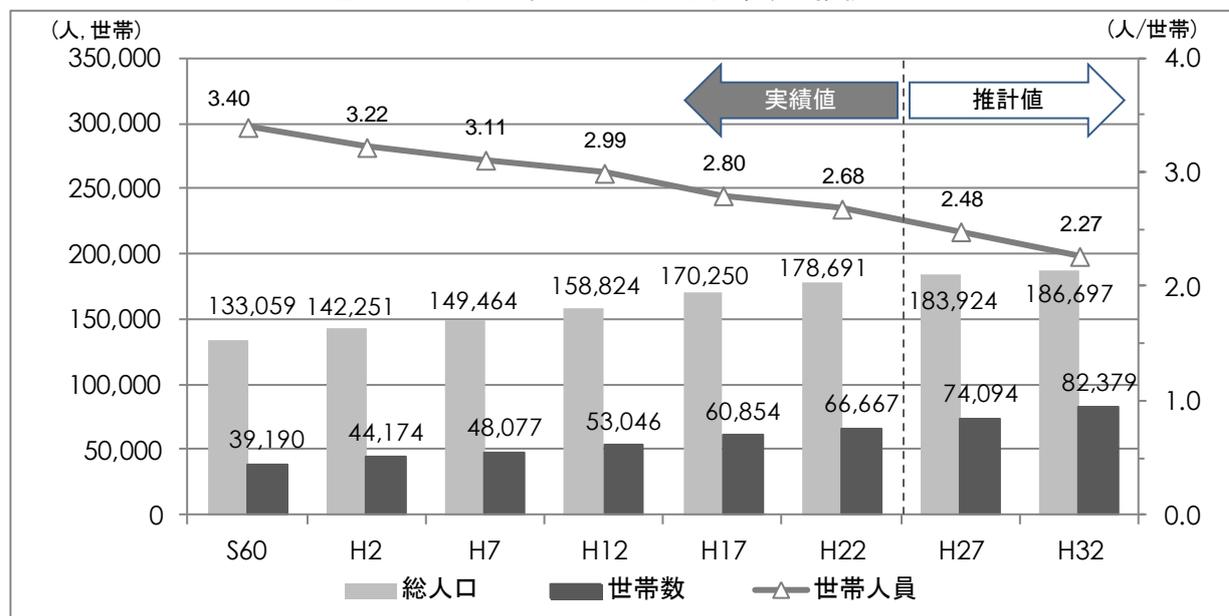
1 人口及び世帯数の推移と推計

日本全体が人口減少時代に突入したにもかかわらず、本市の人口と世帯数は最近5か年の状況を振り返っても、依然として増加基調にあります。住民基本台帳における平成25年10月1日現在の人口は、183,552人、世帯数は70,098世帯となっています。

一方、平均世帯人員は、昭和30年の5.41人をピークに下がり続けています。平成25年10月には2.62人まで減少しており、世帯の少人数化が進んでいることが伺えます。

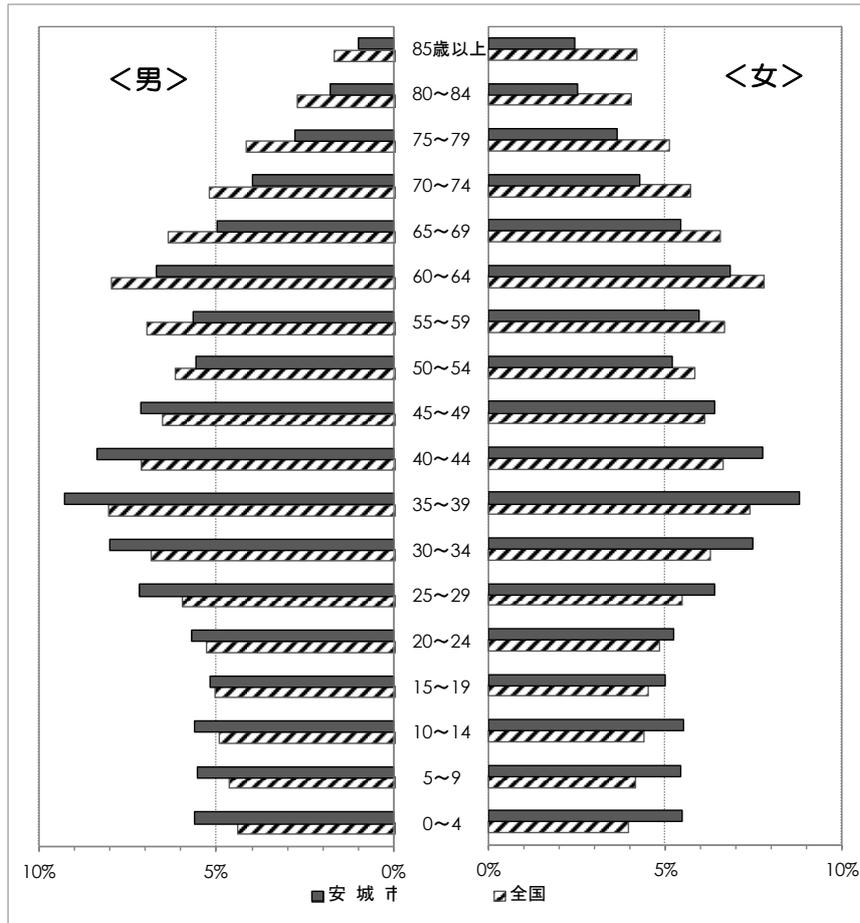
また、平成25年の本市の高齢化率は18.1%で、国（平成25年推計値）よりも7.4ポイント下回っており、人口構成の若い都市であるという特徴があります。とくに、30～40歳代や15歳以下の若年層の割合が国に比べて高くなっています。しかし、高齢者に占める後期高齢者の割合は徐々に高まっており、介護を必要とする高齢者層が着実に増加していることがわかります。

図2-1 安城市の人口および世帯数の推移



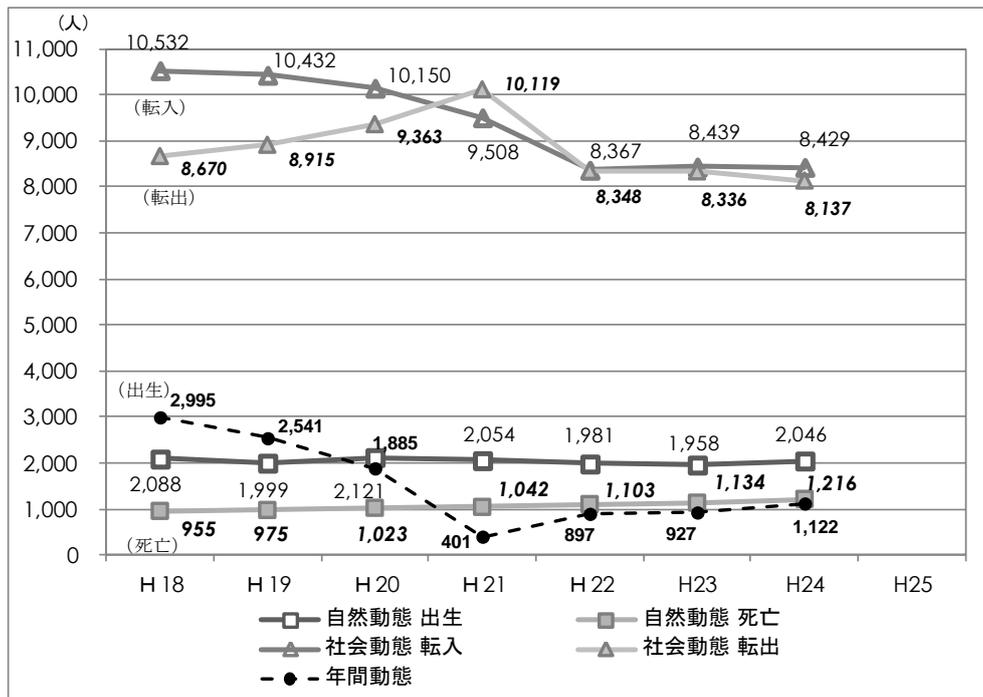
資料 実績値：国勢調査
 推計値（総人口）：国立社会保障・人口問題研究所
 推計値（世帯数、世帯人員）国勢調査を基に作成

図2-2 平成22年 男女別年齢（5歳階級）構成比



※資料：国勢調査

図2-3 人口動態の推移



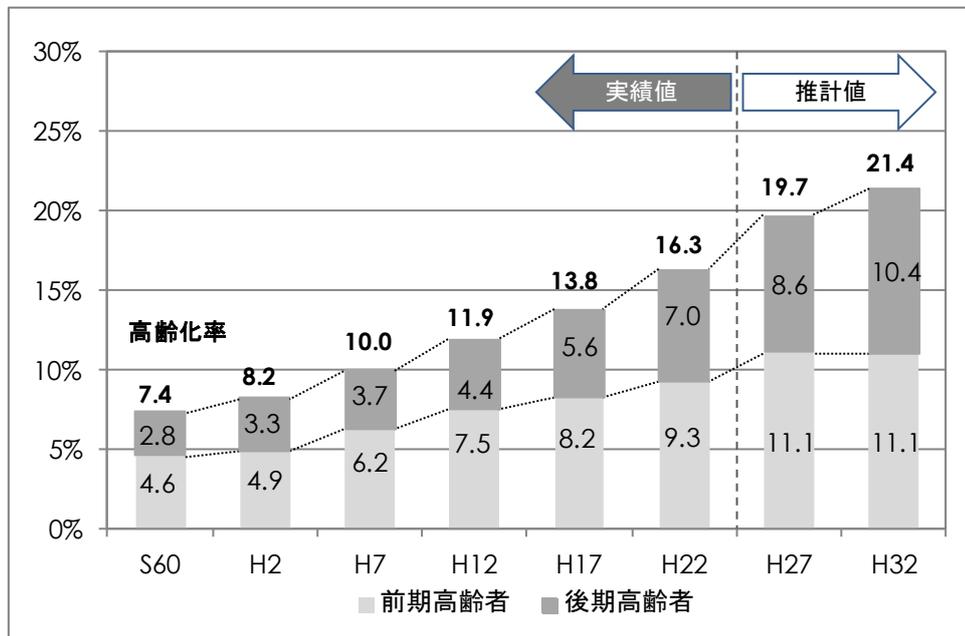
※資料：あいちの人口

表2-1 計画期間における市の年齢区分別人口割合の推計

和暦		平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
人口 (人)	総人口	183,552	183,075	183,924	184,676	185,329	185,884
	0~14歳	29,769	29,181	29,015	28,821	28,598	28,347
	15~64歳	120,583	118,760	118,650	118,596	118,598	118,656
	65歳~	33,200	35,134	36,259	37,259	38,133	38,881
構成比率 (%)	0~14歳	16.2	15.9	15.8	15.6	15.4	15.2
	15~64歳	65.7	64.9	64.5	64.2	64.0	63.8
	65歳~	18.1	19.2	19.7	20.2	20.6	20.9
	国65歳~	25.5	26.2	26.8	27.4	27.9	28.4

※平成25年は市実績値（平成25年10月1日住民基本台帳より）
 国65歳以上構成比率は推計値（国立社会保障・人口問題研究所）
 平成26~平成30年は推計値（国立社会保障・人口問題研究所が公表している平成22年・平成27・32年の人口推計結果（コーホート要因法）を基に作成）

図2-4 高齢化率の推移



※資料：国勢調査、平成27・32年の推計値（国立社会保障・人口問題研究所）

2 社会福祉の概況

(1) 高齢者世帯数

本市の総世帯数及び高齢者を含む世帯数は年々増加しています。

表2-2 世帯の状況

(単位：世帯)

区分	平成23年	平成24年	平成25年
総世帯数	68,305	69,162	69,848
65歳以上の高齢者を含む世帯数	20,593	21,388	22,364
高齢者単身世帯数 (総世帯数比)	4,238 (6.20%)	4,560 (6.59%)	4,925 (7.05%)
高齢者のみの世帯数 (総世帯数比)	4,075 (5.97%)	4,323 (6.25%)	4,692 (6.72%)

資料 住民基本台帳(4月1日現在)

(2) 障害者の内訳

本市に在住する障害者の人数について、各々の手帳所持者数で見ると、全ての障害において、年々増加しています。

表2-3 手帳所持者数

(単位：人)

手帳種別	年度	平成23年	平成24年	平成25年
身体障害者手帳		4,642	4,700	4,788
療育手帳		1,003	1,062	1,112
精神障害者保健福祉手帳		635	730	824
計		6,280	6,492	6,724

資料 福祉のあらし(4月1日現在)

(3) 子ども年齢内訳

本市に在住する子どもの年齢内訳は以下のとおりです。

表2-4 年齢別子ども数

(単位：人)

年齢	平成23年	平成24年	平成25年
0～2歳(乳児)	6,079	5,947	5,909
3～5歳(幼児)	5,881	5,978	5,952
6～11歳(小学生)	12,030	11,901	11,738
12～14歳(中学生)	6,063	6,197	6,202
計	30,053	30,023	29,801

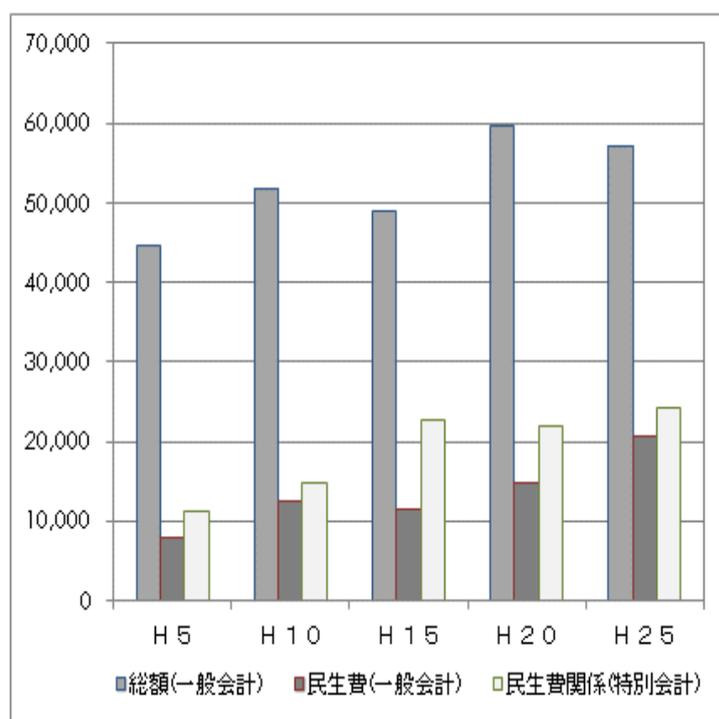
資料 住民基本台帳(4月1日現在)

3 予算の状況

図2-5・表2-5によると、本市の一般会計の当初予算歳出総額は、年によって増減がありますが、民生費はその増減の影響をさほど受けずに、概ね増加の傾向にあります。平成4年から平成25年にかけて、一般会計の民生費関係(※)が約2.8倍、特別会計の民生費が約2.2倍となっています。また、平成25年度でみると、一般会計の総額のうち民生費の割合が36.0%を占めています。

表2-5、図2-5 市当初予算歳出の推移(単位:百万円)

市当初予算(単位:百万円)			
年度	一般会計		特別会計
	総額	民生費	民生費
平成1	30,940	6,257	8,420
平成5	44,660	7,790	11,114
平成10	51,700	12,440	14,800
平成15	48,940	11,572	22,587
平成16	54,280	12,068	23,147
平成17	51,500	12,392	24,247
平成18	52,940	12,879	25,221
平成19	56,590	14,626	26,942
平成20	59,690	14,705	21,988
平成21	56,720	14,947	20,575
平成22	56,250	17,852	21,052
平成23	56,920	19,972	21,692
平成24	56,720	20,215	22,930
平成25	57,100	20,551	24,093



※特別会計の民生費関係

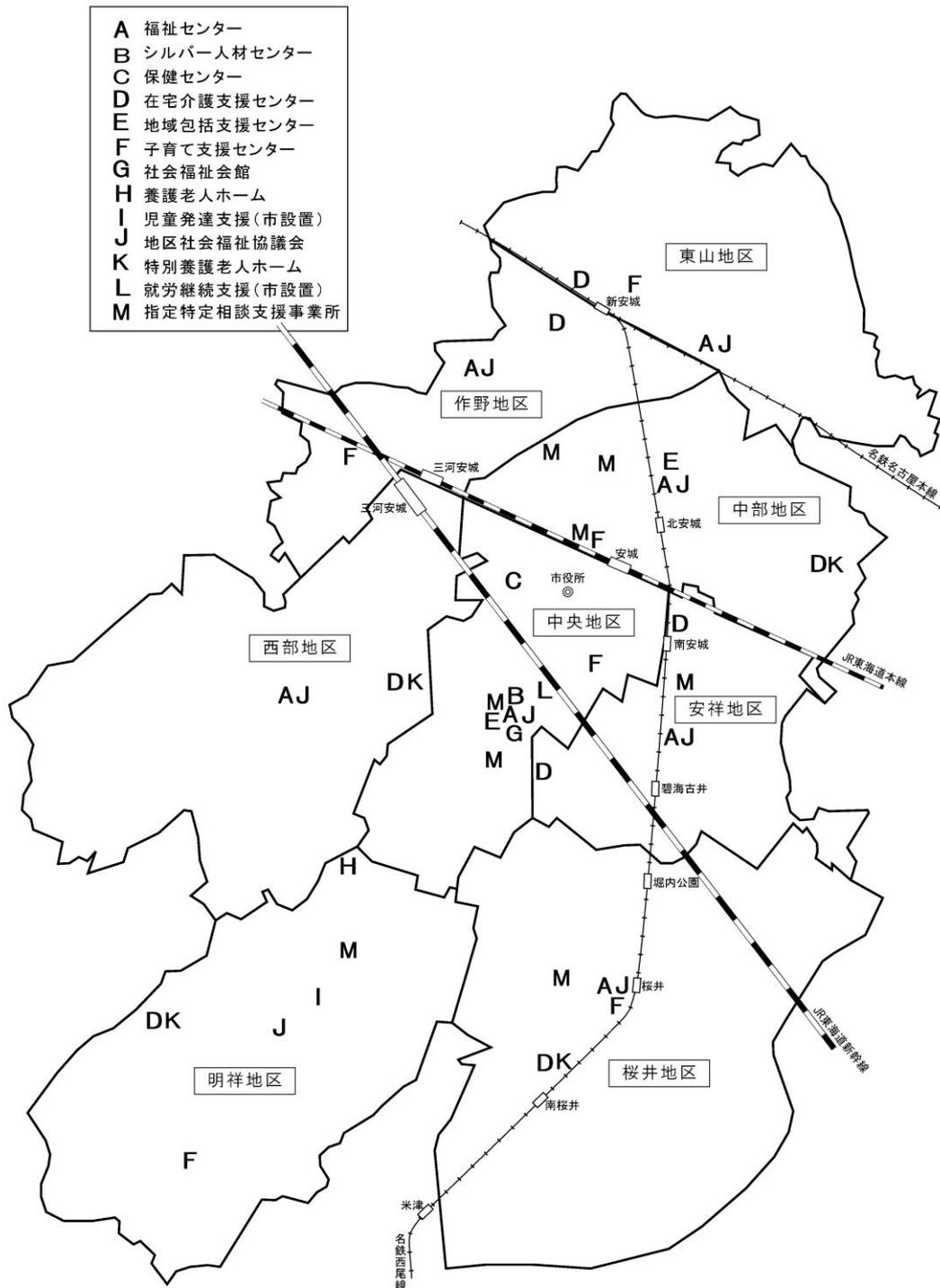
- ・「国民健康保険事業」「老人保健事業」「介護保険事業」「後期高齢者医療」の4会計を合計した金額です。
- ・「介護保険事業」は平成12年度から、「後期高齢者医療」は平成20年度から予算化されています。
- ・「老人保健事業」は平成22年度で廃止されています。

2-2 地域福祉資源の概況と特徴

1 福祉関係施設

市内には、福祉センターをはじめとした、様々な施設があります。
 地区社協の区域ごとの福祉関係施設の分布は図2-6のとおりです。

図2-6 市内の施設所在



2 福祉関係団体等

(1) 町内福祉委員会

①町内福祉委員会の組織

町内福祉委員会は、町内会を区域に各町内の実情に合わせて設立され、地域住民による地域福祉活動を推進する組織です。

構成メンバーや人数については特に規定されていませんが、地域で活動している団体及び公職の人、福祉に関心のある人など、約10～30名で構成されています。

②町内福祉委員会の活動

- ・ふれあいサロン、世代間交流事業の実施
- ・住民意識調査、福祉マップなどの作成
- ・福祉や介護などに関する勉強会等の開催
- ・広報紙の発行
- ・地域での要援護者等への見守りや生活支援、災害時支援 など

表2-6 町内福祉委員会の区域

地区社協名	活動拠点	町内会名	町内福祉委員会の設立状況
東山 〔東山中学校区〕	北部福祉センター	里、井畑、石橋、橋目、柿碕、尾崎、宇頭茶屋、浜屋、東栄、今本	町内会の区域ごとに設立 ※東栄、今本町内会は、東栄・今本連合として活動
中部 〔安城北中学校区〕	中部福祉センター	今池、コープ野村新安城、池浦、新田、西別所、東別所、別郷、別所団地、北山崎、高木、大岡、山崎、明治本町、昭和町、大東町	町内会の区域ごとに設立
作野 〔篠目中学校区 緑町、二本木町を含む〕	作野福祉センター	住吉、篠目、井杭山、二本木、美園、二本木新町、緑、依佐美・美園住宅	町内会の区域ごとに設立 ※二本木、美園、二本木新町、緑の4町内会、は二本木連合として活動
中央 〔安城南中学校区 石井町を除く〕	総合福祉センター	栄町、御幸、本町、本通り、朝日町、相生、末広、花ノ木、日の出、南町、百石、城南、大山、横山、赤松	町内会の区域ごとに設立 ※栄町、朝日町、日の出町内会は未設立
安祥 〔安祥中学校区〕	安祥福祉センター	上条、土器田、西尾、秋葉、東尾、河野、古井、古井新町、古井住宅	町内会の区域ごとに設立
西部 〔安城西中学校区 緑町、二本木町を除く〕	西部福祉センター	下管池、箕輪、高棚、福釜、榎前	町内会の区域ごとに設立
明祥 〔明祥中学校区 石井町を含む〕	南部公民館	石井、和泉、東端、根崎、城ヶ入	町内会の区域ごとに設立
桜井 〔桜井中学校区〕	桜井福祉センター	藤野、桜井北、堀内、城山、城向、桜井西町、東町、姫小川、館出、鹿乗、小川、三ツ川	町内会の区域ごとに設立

平成25年10月1日現在

(2) 民生委員児童委員、主任児童委員

民生委員児童委員は、民生委員法により社会福祉の奉仕者として、厚生労働大臣の委嘱を受けて活動しています。また、同時に児童福祉法により児童委員に充てられています。任期は3年で、県知事が定める区域ごとに民生委員児童委員協議会（以下、「民協」という。）を組織しています。

主任児童委員は、各小学校区に1人が配置されており、民協に属しています。なお、下表には、民生委員児童委員及び主任児童委員の人数を記載しています。

平成25年度の活動重点事項として、次の7項目により組まれています。

- ① 援助を必要としている人々への訪問活動等の推進
- ② 災害時にひとりも見逃さない運動の確立
- ③ 福祉活動への住民参加の促進
- ④ 児童虐待防止活動の推進
- ⑤ 高齢者虐待防止活動の推進
- ⑥ 研修への取組強化
- ⑦ 情報の共有・管理保護の徹底

表2-7 地区民生委員児童委員協議会構成人数

地区	民生委員児童委員(人)	主任児童委員数(人)	計	担当地区
東山地区民協	25	3	28	東山中学校区
中部地区民協	36	4	40	安城北中学校 ※住吉町の一部を含む
作野地区民協	24	3	27	篠目中学校区 ※住吉町の一部及び三河安城町の一部を除く
中央地区民協	32	2	34	安城南中学校区 ※石井町を除く
安祥地区民協	23	2	25	安祥中学校区
西部地区民協	24	3	27	安城西中学校区 ※三河安城町の一部を含む
明祥地区民協	12	2	14	明祥中学校区 ※石井町を含む
桜井地区民協	19	2	21	桜井中学校区
計	195	21	216	

(平成25年12月1日現在)

(3) ボランティアセンター、市民活動センター

市社協は、ボランティアの活動推進を図ることを目的に、昭和53年10月にボランティアセンターを設置しました。

ボランティアセンターでは、ボランティア活動に参加したい人を登録するとともに、ボランティアの派遣を希望する人や関係機関との連絡調整等に対応するボランティア相談、ボランティアの育成、福祉学習の推進、ボランティア活動の支援、啓発などを行っています。

ボランティアセンターの登録団体は、毎年徐々に増加する傾向にあり、特に趣味等を主な活動としながら、ボランティア活動も行う団体の登録が増加傾向にあります。平成23年度は、3月に発生した東日本大震災をきっかけに、個人ボランティア登録者数が大きく増加しましたが、平成25年度以降、個人ボランティア登録を継続される人は少なく、ボランティア活動する前に必要に応じて登録される方が多い状況です。

市民活動センターは、市民活動のサポート拠点として平成17年1月に市によって設立され、市民活動に関する様々な情報の提供、活動団体相互の交流と連携の促進や市民活動団体の自立化を支援しています。

また、本市では、国や県に認可を受けた特定非営利活動法人が保健福祉や防災、環境、まちづくりなどの分野において活動しており、今後も幅広い活動の展開が期待されています。

なお、国や県に認可を受けていない団体に関しても、本計画では、認可の有無に関わらずNPOと表記します。

表2-8 ボランティアセンター登録数

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
登録人数(人)	4,459	4,620	5,426	5,196	4,394
登録団体数(団体)	155	163	192	192	165

各年度の3月31日、平成25年度は9月30日現在

表2-9 市民活動センター登録数

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
登録団体数(団体)	300	354	360	334	345

各年度の3月31日、平成25年度は9月30日現在

(4) 地区社協

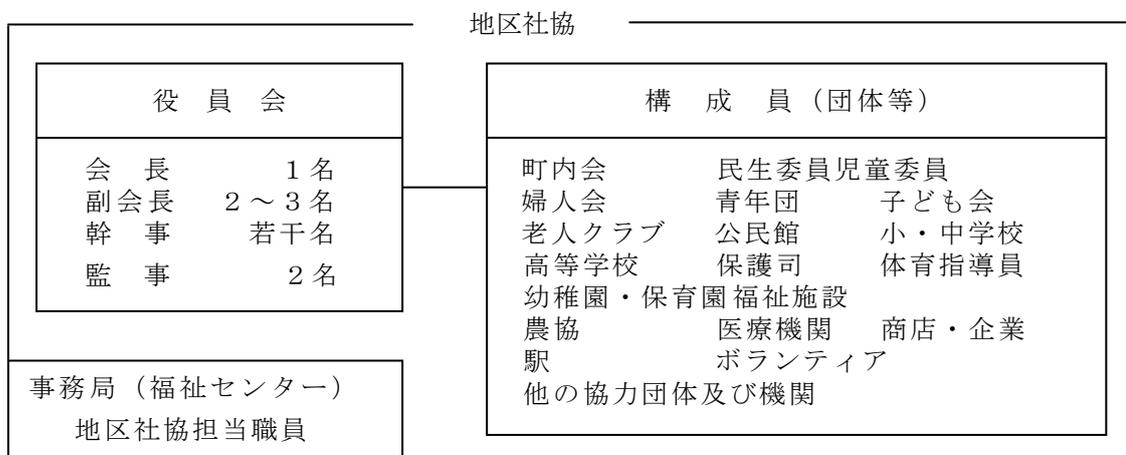
地域住民の福祉活動への参加や福祉のまちづくりを進めるため、平成9年度から12年度にかけて、概ね中学校区ごとに地区社協を設立し、専任の職員（コミュニティーワーカー）を配置して、町内会を区域とする町内福祉委員会の設立を働きかけ、小地域福祉活動を進めてきました。

特に、日常生活の中で住民が支え合って生活するまちづくりや人づくりを推進する組織としての町内福祉委員会の組織化や活動の支援に重点を置き、取り組んでいます。

表2-10 地区社協の主な事業

区分	事業内容
小地域福祉活動の支援	町内福祉委員会の設立・活動支援 地域ボランティアの育成・支援
地域全体への啓発活動	勉強会・福祉講座等の開催 広報紙の発行 講演会・映画会等イベントの開催
福祉サービスの窓口	車いすの貸出 車いす移送車「サルビア号」の貸出 乳酸菌飲料宅配事業の利用受付 心配ごと相談

図2-7 地区社協の組織図（例）



(5) 社会福祉協議会

社会福祉協議会とは、社会福祉法第109条に位置付けられた地域福祉の推進を図ることを目的とした団体です。市社協は昭和27年に設立し、昭和43年に社会福祉法人の認可を受けています。

市社協では、第1次地域福祉活動計画で中学校区ごとに地区社協に担当職員を配置することを定め、町内福祉委員会の設立支援を進めました。

また、地域福祉の推進を図ることを目的に、下表に掲げたような多様な福祉事業を展開するとともに、市の委託事業、指定管理者として福祉センター等の管理、運営を行っています。

表2-11 市社協の主な事業（※は本市の委託または指定管理事業）

福祉委員会等の活動支援	移送サービス、院内介助サービス事業
地区社協の運営支援	ふれあいサービスセンター事業
福祉学習の推進	居宅介護支援事業
社協だより発行	訪問介護等事業（ホームヘルプサービス）
福祉まつり開催	地域包括支援センター事業※
共同募金事業	通所介護等事業（老人デイサービス）※
生活福祉資金等貸付事業	障害相談支援事業※
善意銀行事業	福祉センターの運営・福祉避難所の運営※
日常生活自立支援事業	介護予防事業※
成年後見支援事業	就労継続支援事業※
車いす・車いす移送車の貸出事業	身体障害者デイサービスセンター※
心配ごと相談・福祉法律相談等相談事業	養護老人ホームの運営※
ボランティアセンター事業・災害ボランティアセンターの運営	高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業※
ひとり暮らし高齢者乳酸菌飲料宅配事業	日本赤十字社安城市地区としての事業

【社会福祉法（市町村社会福祉協議会関係部分）】

（市町村社会福祉協議会）

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

3 地域福祉活動の特徴

(1) 地区社協を支援組織として小地域福祉活動を展開

現在、79町内会のうち、76町内会において福祉委員会の設立に至っており、サロンや昼食会などのふれあい交流活動、介護教室などの学習活動、福祉マップの作成、要援護者への見守り支援などの活動が、それぞれの地域の実情に合わせて取り組まれています。

一方、福祉委員会未設立の町内会においても福祉について話し合う会議やサロンを開催するなど小地域福祉活動に取り組んでいます。

(2) 町内福祉活動計画に基づく計画的な小地域福祉活動の実践

第2次計画の策定に際して「町内福祉活動計画作成マニュアル」を作成し、これに基づき、各町内福祉委員会では町内福祉活動計画を策定し、計画的に小地域福祉活動に取り組んでいます。

(3) 地域見守り活動

本市では、平成16年度に災害時要援護者支援制度を作り、要援護者を支援する体制づくりを行ってきました。しかし、実際には登録された支援者が機能しない状態であったり、地域の支援者と在宅介護支援センター等の専門機関との連携が十分に行われないなど、支援、見守り体制が十分進んでいなかったため、孤立死を出さないまちづくりを目指して、平成23～24年度に「地域見守り活動モデル事業」を取り組みました。25年度からは「地域見守り活動推進事業」として展開しています。

(4) 高齢者や児童等の虐待やDV被害の防止の体制強化

本市では、虐待等防止地域協議会の中で、児童部会、高齢者部会、障害者部会、DV部会を設置し虐待への対応や防止を検討するほか、平成18年度に高齢者の虐待対応を行う地域包括支援センター、平成24年度に障害者虐待防止センターを設置し、迅速かつ専門的な対応ができる体制が整ってきています。

(5) 地域福祉の新たな担い手育成の充実

市社協ボランティアセンターでは、従来からの手話や点字、音訳などの福祉ボランティアの育成を継続するとともに、園芸や傾聴など新規分野でのボランティア、また地域福祉センターと協働して地域でのボランティアの育成をしています。また、市民活動センターでも、団体運営を支援する講座や市民活動実践者の話を聞く機会を設けるなど、担い手の育成事業を実施しています。

2-3 これまでの施策の主な成果と課題

第2次地域福祉計画の成果と課題を、基本目標別に整理します。

1 基本目標1 自分たちのまちは、自分たちで守ろう、創ろう！ —住民による安全・安心なまちづくり—

(1) 基本方針1-1 住民主体の地域福祉活動の展開

成果	<ul style="list-style-type: none"> ① 市広報紙や公式ウェブサイト第2次計画を掲載し、住民への地域福祉活動の周知を図りました。 ② 市社協広報紙で年4回の地域福祉の特集を組むとともに、研究会や勉強会を通じて他地域や先進自治体の事例を学ぶことなどにより啓発や情報共有を図りました。 ③ 防災講演会や勉強会を実施し、自助、共助の意識向上と自主防災組織間の情報交換を図りました。 ④ 地域見守り活動モデル事業により、特定のモデル町内で重点的に地域での見守り支援体制づくりを実施し、活動方法のマニュアルも作成できました。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ① 第1次福祉圏域である町内会単位での活動を促進するため、未加入者への働きかけが必要となってきました。 ② 地域活動の担い手である老人クラブや子ども会など地域で活動する当事者団体への住民の加入促進が求められています。 ③ 町内福祉委員会が設立されていない町内会があります。

(2) 基本方針1-2 ひとにやさしい安全・安心なまちづくり

成果	<ul style="list-style-type: none"> ① 市広報紙や公式ウェブサイト、メール配信などによる犯罪情報の提供を計画的に実施しました。 ② 市内全ての自主防災組織で防災訓練を実施しました。また、自主防災リーダー養成研修、モデル地区における自主防災組織支援事業などを行い、地域の防災力の向上を図りました。 ③ 災害時要援護者支援制度登録者へ緊急医療情報キット（安心キット）を配布しました。 ④ 防犯教室や街頭啓発キャンペーンを開催して防犯の意識啓発を図りました。 ⑤ 小学校の登下校の見守りや交通安全のため、スクールガードや交通安全シルバリーリーダーの育成を推進しました。 ⑥ 名鉄新城駅の駅舎、小中学校の校舎改修や道路整備などでバリアフリー化が進んでいます。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ① 自主防犯活動が未実施の町内会があります。 ② すべての保育園、幼稚園に幼児交通安全クラブが設置されていないことです。 ③ 住民にわかりやすい広報活動の充実が求められています。 ④ 災害時要援護者支援制度の周知、啓発が必要です。 ⑤ 市内全域へのバリアフリー化の推進が必要になってきています。

2 基本目標2 暮らしを支える多様なサービスを充実させよう！ — 分かりやすい情報の提供と 地域に根ざしたサービスの基盤づくり —

(1) 基本方針2-1 誰にでも分かりやすい広報・啓発の推進

成果	<ul style="list-style-type: none"> ① 市広報紙や公式ウェブサイト、窓口での案内など計画的に市の各種サービスの情報提供を実施しました。 ② 市社協のウェブサイトの全面リニューアルを行い、閲覧環境を改善できました。 ③ パンフレットやガイドブックの多言語化を図りました。 ④ 手話通訳者を任期付職員として1名配置しました。また、窓口対応件数も年々増加しています。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ① 市広報紙や公式ウェブサイトにおける専門的な内容をわかりやすい表現で掲載が十分にできていないことです。 ② 外国語版生活ガイドブック（4言語）を毎年1言語ずつ改訂しているが情報が古くなってしまうことです。

(2) 基本方針2-2 きめ細やかな相談体制の確立

成果	<ul style="list-style-type: none"> ① 弁護士法律相談の時間拡充など、市民相談窓口を充実しました。 ② 地域包括支援センターに虐待や認知症などの専門対応チームを設置しました。 ③ 民生委員児童委員の広報紙を配布し、民生委員児童委員活動の認知度を高めることができました。 ④ 介護相談員を派遣することにより利用者と事業者をつなぐことができました。 ⑤ 子育て支援総合拠点施設（あんぱーく）の開設に伴い、土曜日の育児相談窓口が設置できました。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ① 高齢者の総合相談窓口としての在宅介護支援センターの認知度の向上が必要です。 ② DV被害に対する相談窓口が周知出来ておらず、潜在的な被害者の支援が困難であることです。

(3) 基本方針2-3 幅広い多様なサービスの充実

成果	<ul style="list-style-type: none"> ① 当事者組織等の関係団体懇話会での要望を受け、団体の広報の充実に結び付けました。 ② 市社協広報紙で特集記事を掲載し、情報提供を行うことができました。 ③ 子育てサークルへの活動費助成により、親子の交流や子育ての情報交換などが進み、当事者同士で相談できる場づくりができました。 ④ NPOの活動に関する周知と組織化に向けた支援のために「あんじょう市民活動情報サイト」を運営し、平成24年度末現在334団体が登録しました。 ⑤ 福祉施設の計画的整備と内容の充実のため、平成24年度に特別養護老人ホーム、地域密着型特別養護老人ホームが開設されました。認知症高齢者グループホームは、日常生活圏域ごとに開設し、平成25年度に全ての圏域で開設しました。 ⑥ 児童クラブの入会希望者増加に対応し、第2クラブを新設して受け入れを進めました。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ① 精神障害者への支援が十分でないことです。 ② ごみ出し支援などの一人ひとりの困りごとへの対応ができていないことです。 ③ ファミリーサポートセンターにおける提供会員、両方（依頼・提供）会員が必ずしも十分に確保できていないことです。 ④ 医療的なケアを必要とする人に対する支援体制の整備が十分でないことです。 ⑤ 就労支援等の自立生活に向けたサービスの供給体制の充実が必要です。特に、就労移行支援利用者の移行期間満了後における進路の不安があることへの対応が必ずしも十分でないことです。 ⑥ 重度障害者の受入施設やケアホーム、グループホームが不足していることです。 ⑦ 築30年以上の16か所の保育園の整備を計画的に進めることです。

(4) 基本方針2-4 サービスの質の向上

成果	<ul style="list-style-type: none"> ① 安心してサービスを利用できるようにするための苦情相談窓口を設置し運営しました。 ② 「介護サービス情報公表システム」により、事業者ごとのサービスの質の評価が閲覧でき、利用者の安心確保につながりました。 ③ 成年後見制度については、平成23年度に市社協で低所得者向けの法人後見事業を開始しました。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ① 苦情相談窓口について必ずしも十分に周知されていないことです。 ② 苦情解決への対応や福祉事業者の第三者評価が徹底できていないことです。 ③ 日常生活自立支援事業の利用件数増加に対応できる体制が十分でないことです。 ④ 成年後見制度の啓発、専門的な相談に対応できる職員体制が十分でないことです。 ⑤ ひとり暮らし高齢者等に対する、安否確認情報の一元的な整理ができていないことです。

3 基本目標3 自助・共助・公助の重層的な支援体制を創出しよう！ —地域まるごと支え合いの仕組みづくり—

(1) 基本方針3-1 早期発見・早期対応に向けた支援ネットワークの確立

成果	<ul style="list-style-type: none"> ① 高齢者の虐待防止については、市、地域包括支援センターを中心に対応できる体制を構築しました。 ② 障害者虐待防止センターを設置し、対応窓口を明確化しました。 ③ 町内福祉委員会で福祉マップ等を活用し、要援護者の情報やニーズを共有するとともに早期発見のための見守り体制の整備に取り組みました。 ④ 介護予防（二次予防）事業対象者は、生活機能の維持、向上などの成果が見られました。 ⑤ 市社協と医師会が連携して地域ケア体制の推進のため勉強会を開催し、介護支援専門員や訪問看護担当者等と意見交換や情報共有を行いました。 ⑥ 障害者の相談支援事業所を後方支援する基幹相談支援センターを、平成25年度に設置しました。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ① 増加している児童、高齢者、障害者の虐待相談、支援に迅速かつ継続的に対応する虐待等防止地域協議会等の体制及び職員体制が十分でないことです。 ② DV被害者へ対応するための横断的な庁内連絡会議や情報共有が十分でないことです。 ③ 虐待防止に関する効果的な広報、啓発が必ずしも十分でないことです。 ④ 介護予防（二次予防）事業の認知度の不足と参加率が低いことです。 ⑤ 障害者の相談支援のための基幹相談支援センターを核とした相談支援ネットワークの構築と連携体制が十分でないことです。 ⑥ 医療分野などの福祉分野以外との連携が十分でないことです。

(2) 基本方針3-2 関係機関の連携の強化

成果	<ul style="list-style-type: none"> ① 困難事例に関する地域住民と地区社協、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、介護支援専門員などとの地域ケア体制の基盤となる会議の開催ができました。 ② 自立支援協議会での協議を行うことにより養護学校卒業後の進路希望の把握などできました。 ③ 福祉事業者に障害者の相談支援事業への参入を促進できました。 ④ 小学校の登下校時のスクールガードによる見守り活動の取り組みが進められています。 ⑤ 平成24年度から、早期療育にむけた支援体制として「療育関係機関連絡会」を開催しました。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ① 未就学児のネグレクトやDVからの避難などの問題に対応するための関係部署、関係機関との連携強化と情報共有が必ずしも十分でないことです。 ② 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築ができていないことです。

4 基本目標4 地域の福祉力を引き継ぐ担い手を育もう！ —地域福祉活動を支えるひとづくりと 活動の拠点づくり—

(1) 基本方針4-1 こころのバリアフリーの推進

成果	<ul style="list-style-type: none"> ① 町内福祉委員会で介護教室や介護予防などを学ぶ機会づくりを支援しました。 ② 多くの町内福祉委員会で、世代間交流の場としてのふれあいサロンを開催しました。 ③ 地域の交流の大切さなどを啓発するためのふれあい講演会を開催しました。 ④ 三河万歳や凧作りなどの伝統文化の継承や地域の特産物の栽培などを通じ、学校と地域との交流ができました。 ⑤ 育児講座などの子育て支援の保育事業の対象を事業所のみから小中学校授業、公共施設行事も含め拡大しました。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ① 育児講座などの子育て支援の保育事業について十分に周知されていないことです。 ② 認知症サポーター養成講座修了者の活動の場の確保など、支援が十分でないことです。 ③ 多文化共生社会の実現に向けた国際理解講座等の体制が十分でないことです。

(2) 基本方針4-2 地域福祉の新たな担い手の養成

成果	<ul style="list-style-type: none"> ① 各地区社協で福祉講演会を開催し、福祉についての理解を深めることができました。 ② 安城シルバーカレッジ卒業生からボランティアや地域活動へ参加する人が増加しました。 ③ 福祉まつりや公民館まつりなどのイベントでの中高生ボランティアの参加を促進しました。 ④ ボランティアセンターで手話入門講座、傾聴ボランティア講座などを開催し、ボランティアを養成しました。 ⑤ 市民交流センターで市民活動団体の育成、支援のためのスキルアップ講座、わくわくサロンを開催しました。 ⑥ 市民活動センターの認知度が向上し、市民と団体のマッチング件数が増加しました。 ⑦ 町内福祉活動計画を町内福祉委員会で策定したことで活動が定着し、担い手の発掘、育成が行いやすくなりました。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ① シニア世代にボランティア活動の情報提供を行うなどの参加機会の創出や地域活動につなげる仕組みができていないことです。 ② 福祉センターにおける人材の発掘、育成と活動支援事業の実施が十分でないことです。 ③ 地域活動の担い手である老人クラブや子ども会など地域で活動する当事者団体への地域住人の加入促進が十分できていないことです。

(3) 基本方針4-3 健康づくり・生きがいづくり活動の推進

成果	<ul style="list-style-type: none"> ① 各公民館の自主グループ情報を一元化し、公民館での配布や市公式ウェブサイトにより市民に情報提供をすることができました。 ② シルバー人材センターでは、平成23年度から軽度の家事援助サービス（ワンコインサービス）を実施し、働くことを通じた生きがいの充実や地域社会に貢献する機会を確保しました。 ③ 在宅の障害者を対象とした講座型デイサービス事業を実施し、年々受講者が増加しています。 ④ 就労相談員の相談、情報提供及び同行を通じて、障害者の一般就労を支援しました。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ① 公民館講座修了生の自主グループ化への働きかけ及び既存グループの新規会員の加入促進が十分できていないです。 ② 利用者の伸び悩んでいる講座については、障害者のニーズにあった参加しやすい講座の充実を図らなければならないことです。 ③ 一般就労を望む障害者と障害者の雇用を法定雇用率まで引き上げたい企業との調整が十分できていないことです。

(4) 基本方針4-4 地域福祉活動を支える拠点機能の充実

成果	<ul style="list-style-type: none"> ① 福祉センターについては、安祥中学校区では平成25年度に開館、明祥中学校区では平成28年度の開館に向けて事業を進めています。 ② 町内福祉委員会で、世代間交流の場としてのふれあいサロンを開催しました。 ③ 子育て中の親子のためのつどいの広場を市内3か所、子育て支援センターを市内5か所で運営し、育児相談や遊びの場を提供できました。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ① 町内公民館における住民の生きがいづくりにつながるサロン活動の充実が必要です。 ② つどいの広場の参加者が増加しており、受入体制、環境の整備が必要となってきたことです。

2-4 アンケート結果

1 結果の概要

本計画の見直しに向けて、地域福祉の現状、ニーズ、意識の変化等を把握するために、平成24年9～10月に市民及び福祉関係機関等を対象にしてアンケート調査を実施しました。その調査結果から、以下のように地域福祉への期待や現状、主な課題を整理しました。

【「安城市地域福祉計画基礎調査」(アンケート調査)の概要】

1 調査対象

- (1) 安城市内に住所を有する18歳以上の人から3,000名を無作為抽出
- (2) 安城市内の地域福祉関係者及び関係機関(学校、企業、町内会、福祉関係団体、ボランティア団体、NPO、福祉事業者)223件
- (3) 安城市内に住所を有する中学2年生及び16歳～17歳の人から480名を無作為抽出

2 調査期間

- 調査対象 (1)(2) 平成24年9月3日～9月28日
(3) 平成24年10月12日～10月29日

3 調査方法

行政連絡員による配布・郵送による回収

4 有効回答数・回答率

- 調査対象 (1) 有効回答数 1,427通 (有効回答率46.7%)
(2) 有効回答数 193通 (有効回答率86.5%)
(3) 有効回答数 97通 (有効回答率20.2%)

2 地域福祉の期待や現状と主な課題

調査結果から、以下のように地域福祉への期待や現状、主な課題を整理しました。

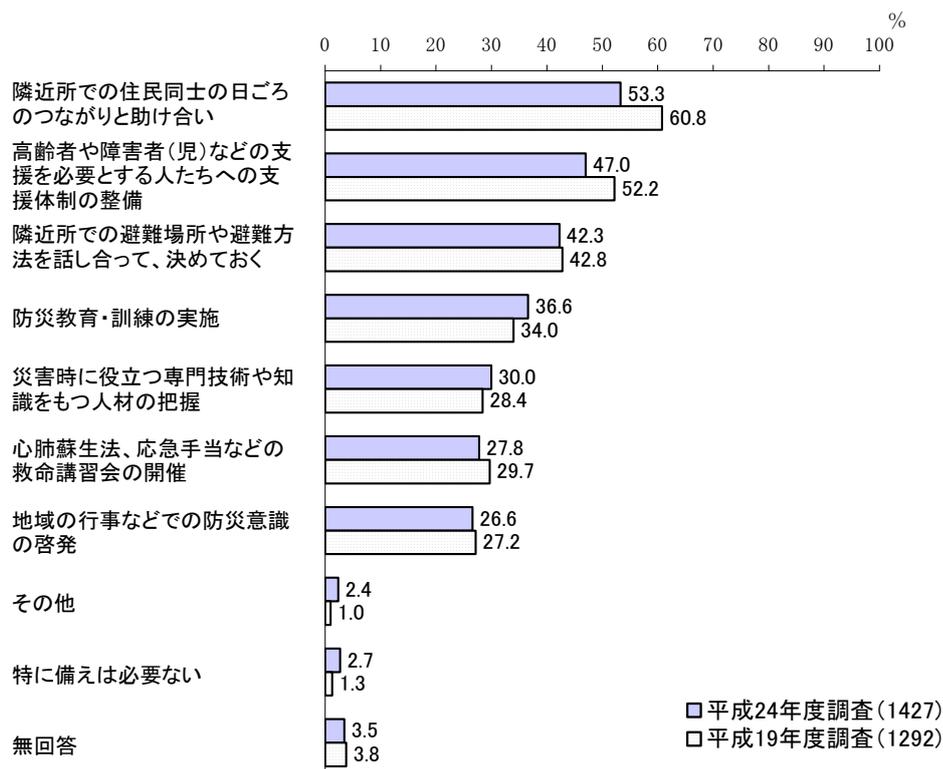
(1) 災害時における地域の役割、要援護者支援制度の普及

【現状】 地震などの災害に対する地域としての備えとして「隣近所での住民同士の日ごろのつながりと助け合い」や「高齢者や障害者（児）などの支援を必要とする人たちへの支援体制の整備」などをあげる人が多くなっています。

また、災害時要援護者支援制度は、「地域で福祉活動をしている」人や「福祉サービスを利用している」人のうち「一人暮らしの世帯」「夫婦のみの世帯」では「まったく知らない」人が各1%程度と周知が進んでいます。

【課題】 災害時要援護者支援制度について「まったく知らない」と答えた人のうち、8割近くの人が福祉に関わりがないと回答しており、福祉と防災の連携した啓発が必要です。

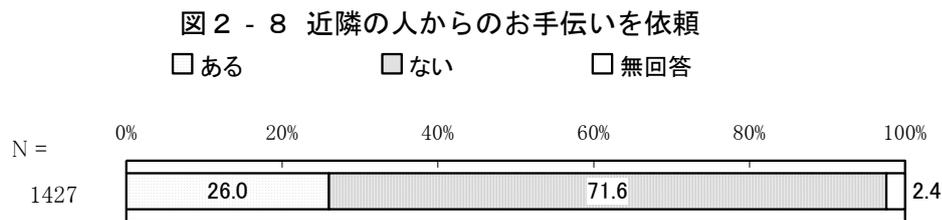
図2 - 7 大地震などの災害における地域としての備え



(2) 当事者が支援者に上手に働きかけられる環境づくり

【現状】 近隣の人からお手伝いを頼まれたことのある人は、26.0%に留まっています。また、近隣の人との付き合いの程度では58.8%の人が「顔が合えば挨拶をする」と回答しています。

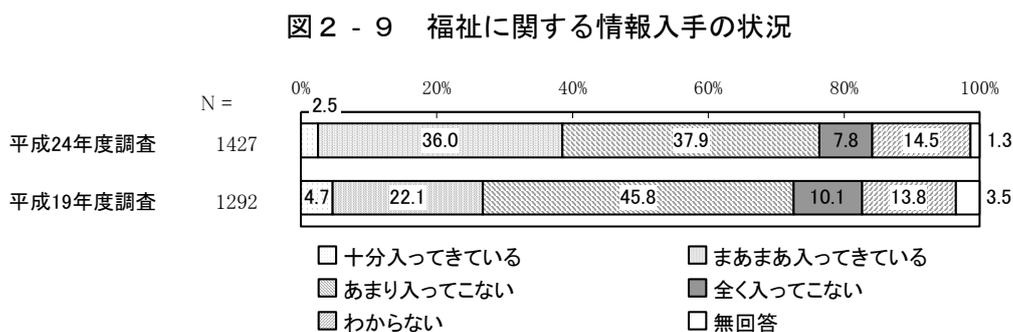
【課題】 自分や家族が介護や病気、子育てで困ったときは、「日ごろの声かけ・見守り」以外に、「関係機関の紹介」や「災害など緊急時の支援」、「介護の相談」などの希望が多くあります。希薄化傾向にある近隣との付き合いの中で、特に、助けてほしいときに自ら上手に働き掛けることが必要だという意識を持つ必要があります。



(3) 必要な人が必要な時に必要な福祉関連情報等にアクセスできる環境づくりの強化

【現状】 福祉に関する情報入手の状況について「あまり入ってこない」「全く入ってこない」と答えた人が、45.7%います。ただし、「あまり入ってこない」と答えた人では約2割、「全く入ってこない」と答えた人では約4割が、知りたい情報について「今は特にない」と答えています。また、情報が「あまり入ってこない」「全く入ってこない」と答えた人のうち「家族等の介護をしている」人が4.8%いました。

【課題】 すべての情報を広く発信することではなく、必要なときにどこで情報が入手できるかを周知していくことが必要です。また、介護者等の情報が必要な人にも福祉関連情報が届いていないため、市だけでなく、市社協、ボランティア団体、福祉事業者、福祉団体、その他NPOなどの関係機関、団体が、情報アクセスへの支援をしていくことが必要です。



(4) 地域の見守り活動のさらなる充実

【現状】介護や病気、子育てなどで困っている世帯に対して地域でして欲しいこととしては、「日ごろの声かけ・見守り」が最も多くなっています。また同様に、自分でできる取り組みのトップにもなっています。

【課題】アンケート結果での「してほしい」「できる」という意識を、見守り活動の実践に結び付けるための仕組みや町内福祉委員会など活動組織の支援が必要です。

(5) 「自分ができる」という助け合いの取り組みと、「地域でして欲しい」という助け合いの取り組みのコーディネート機能の強化

【現状】介護や病気、子育てなどで困っている世帯に対する取り組みのうち、「日ごろの声かけ・見守り」と「話し相手」については、「自分ができる」という割合が「地域でしてほしい」という割合を上回っています。一方、「関係機関の紹介（情報提供）」や「介護の相談」、「災害時などの緊急時の支援」については、「自分ができる」という割合が地域に対するニーズに比べ大幅に下回っています。

【課題】「できる・やりたい」という思いのある人を埋没させないため、「地域でして欲しい」という声を把握するコーディネート機能の強化が必要です。

図2-10

介護や病気、子育てなどで
困ったときに自分ができること

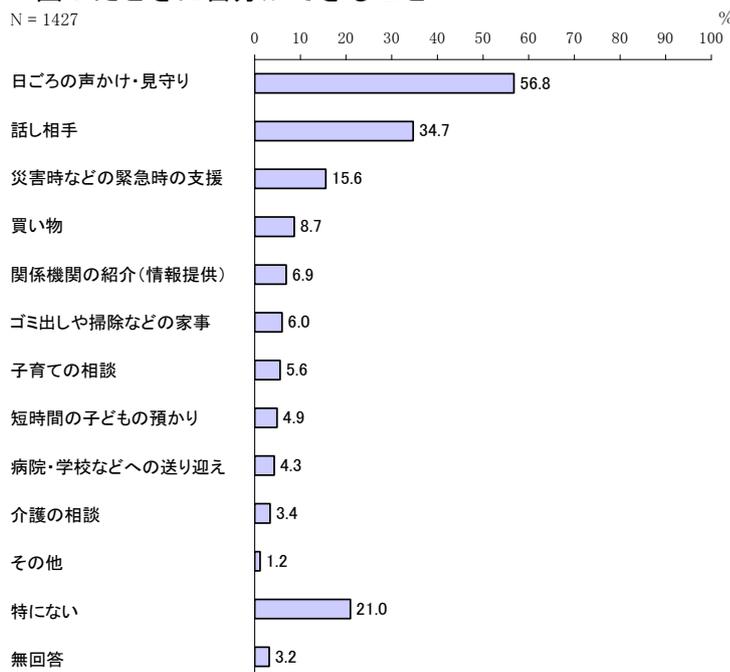
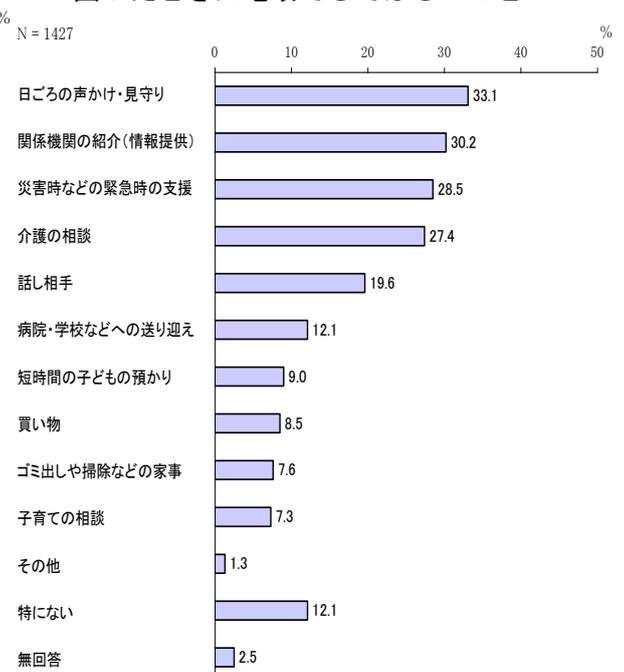


図2-11

介護や病気、子育てなどで
困ったときに地域でしてほしいこと

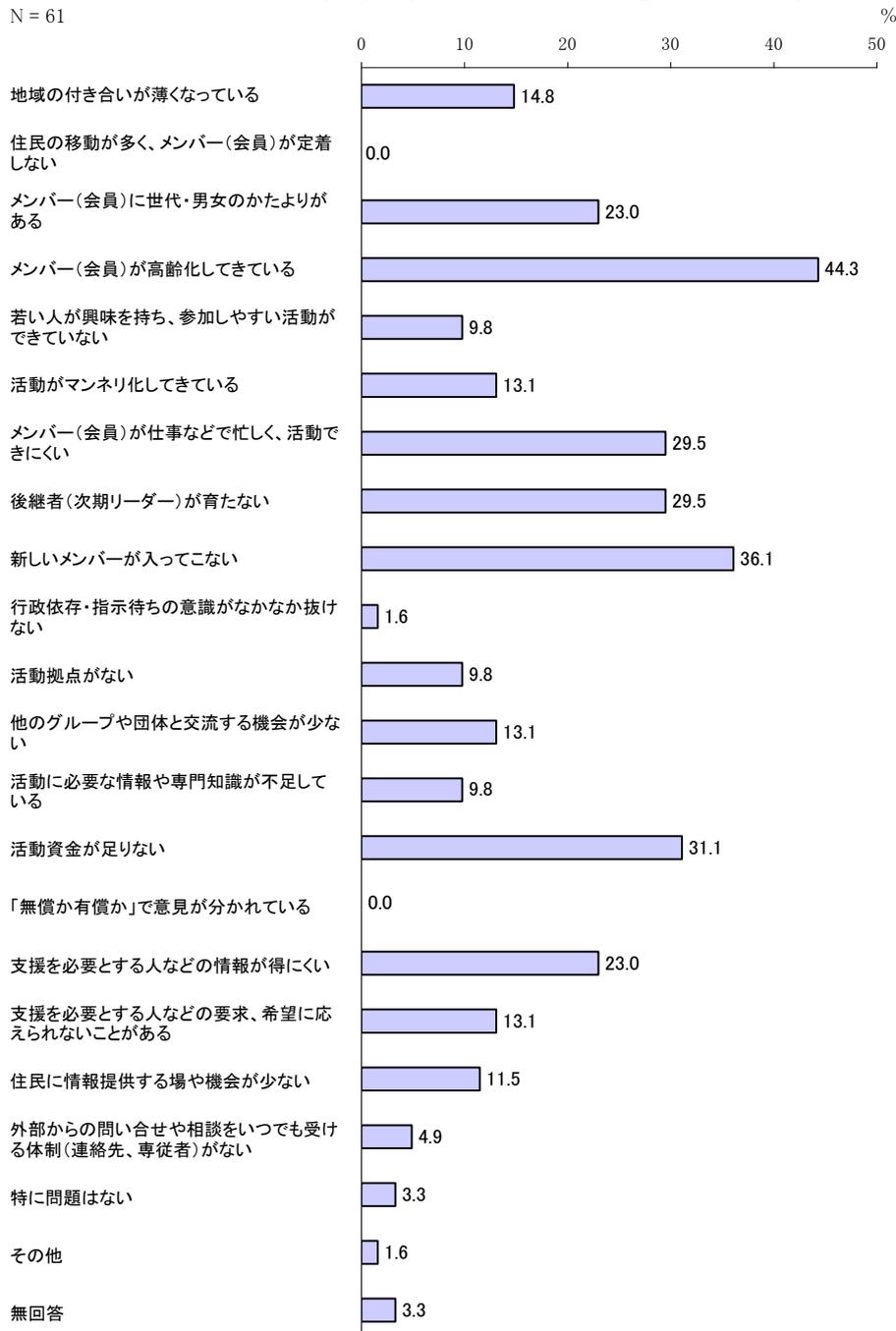


(6) ボランティア団体やNPO等と地域（町内福祉委員会）との連携の強化

【現状】 ボランティア団体やNPO等の福祉関係団体は、メンバーの高齢化や活動資金など組織運営上の問題を感じている団体が全体の約3～4割あります。また、これらの団体のうち約2割は「支援を必要とする人などの情報が得にくい」といった問題を抱えています。

【課題】 地域福祉活動において福祉関係団体が今以上に力を発揮させていくためには、組織運営の支援に加え、「支援を求める人」とつながるように、地域（町内福祉委員会など）との一層の連携を図る必要があります。

図2-12 福祉関係団体として地域活動を行う上での問題



(7) 地域活動の担い手やリーダー等の人材確保

【現状】町内会や福祉関係団体へのアンケートでは、多くの団体がメンバーの高齢化やリーダー（役員）の育成、新しいメンバーが入ってこないということに問題を感じています。住民アンケートでも、地域活動やボランティア活動に「参加している」人は、60～69歳の31.5%が最も高くなっています。ただし、全体で26.4%、特に18～29歳の38.2%が地域活動等に「まったく参加したことはないが、今後参加したい」と回答しています。

【課題】福祉関係団体などにとって、後継者やリーダーの育成が近々の課題となっています。また、将来的な活動者、リーダーを育成していくためにも、福祉学習などの啓発活動の充実が必要です。

図2 - 13 地域活動やボランティア活動への参加状況

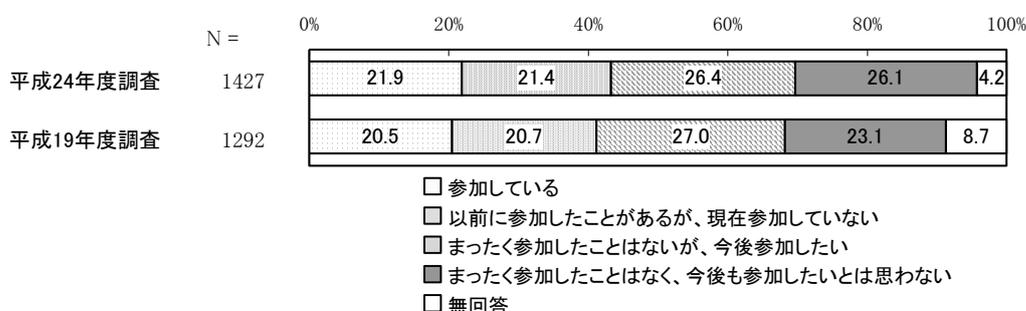
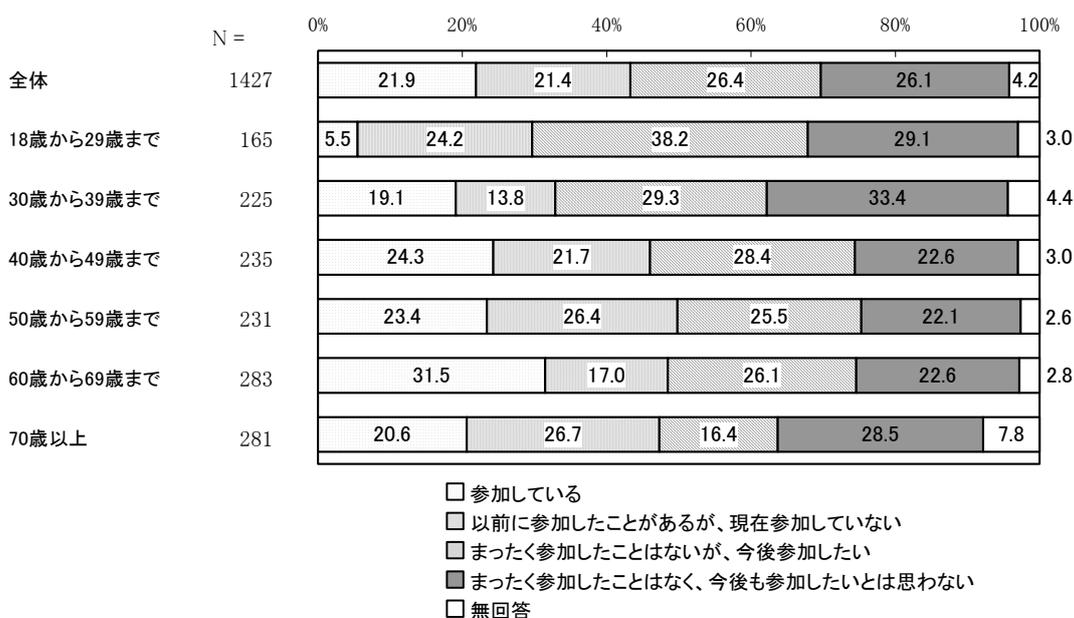


図2 - 14 地域活動やボランティア活動への参加状況（年齢別）



2-5 本市の地域福祉の課題

1 主要課題

本市における地域福祉の現状と課題を踏まえて、本市の地域福祉の主要課題を以下の8点に整理します。

(1) 高齢単身世帯と高齢者のみの世帯などの増加への対応

本市においても着実に高齢化や世帯の少人数化が進んでおり、今後は高齢夫婦のみ世帯やひとり暮らし高齢者の世帯が増加することが予想されます。また、認知症などの要介護状態の高齢者も増加することが予想されます。

地域の日常的な見守り活動と福祉や医療などの専門機関が連携を図りながら、地域ぐるみで対応していくことが求められています。

(2) 地域コミュニティの変容による子育てや高齢者の孤立化などの諸問題への対応

本市においても、農村的な集落における都市化やライフスタイルの変化が進み、「向こう三軒両隣」といった近所付き合いや世代間の交流が減るなど、地域コミュニティの結びつきが希薄になりつつあります。そのため、これまで地域コミュニティが有していた支え合いの力が弱くなり、子育てに悩んでいる母親や介護を必要とする高齢者とその家族など、悩みや困りごとを抱えた人が地域の中で孤立しがちな状況があります。これらが、子どもへの虐待や孤立死、介護疲れによる自殺など深刻な問題に発展しないように、従来からの地縁に加え、同じ悩みを持つ人がお互いに支え合う場づくりを支援するなど、日常的なケアが求められています。

(3) 障害者が地域で生活しやすい社会基盤づくりへの対応

障害の有無に関わらず、地域で自分らしく生活できることを目指すのが地域福祉です。しかし、現実には様々な課題があり、必ずしも障害者が暮らしやすい地域とはいえない場面もあります。地域住民の一層の理解を促す啓発や地域生活をサポートしていくための社会資源の充実を図っていくことが必要です。

(4) 福祉事業者を含めた多様な社会資源と連携、協働した地域福祉活動の展開

孤立死を出さないまちづくりの実現に向けて、本市では現在、「地域見守り活動」を推進しており、全市的な展開を目指しています。こうした身近な地域の福祉活動を充実させていくには、福祉事業者はもちろん、それ以外の事業者にも無理のない範囲で協力を求め、多様な社会資源の連携、協働による地域福祉活動の展開が求められています。

(5) 居場所提供型の見守りや訪問型の見守りなど、複合的な支え合いの仕組みづくり

地域住民の福祉ニーズが多様化する一方で、自らが地域福祉の担い手となって身近にできることから悩みや困りごとを抱えている住民を支援したいという思いを持った住民も着実に増えています。

そこで、様々なニーズや困りごとにきめ細かく対応するとともに、自分が持っている技術や思いを生かして無理なく地域福祉の担い手として参画できる機会を増やすために、居場所提供型の見守りや訪問型の見守りなど、多種多様な支え合いの機会が複合的に結びついて、地域ぐるみで住民の暮らしを守っていくような仕組みづくりが求められています。

(6) 当事者からの働きかけや住民の積極的な意識の啓発による小地域福祉活動の実現

福祉は担い手と受け手の協働作業です。当事者が支援者に上手に働き掛けられるようにすることと、身近な要援護者をできる範囲で日常的に見守り助けていこうという住民の積極的な意識が求められます。どちらか一方の考えではなく、双方が自分でできることを推進していくことで、小地域福祉活動を推進することが課題です。

(7) わかりやすい福祉情報の提供と相談支援の体制づくり

アンケート調査の結果から分かるように、情報をどれだけ発信しても本人が必要と判断しない限り、情報は届きません。「火事は119番」のように、福祉でも困ったときにどうするかという点をわかりやすく伝えるため、相談支援の体制づくりと、その周知の強化が必要です。

また、市だけでなく、市社協やボランティア、福祉事業者、福祉団体、その他NPOなどの関係機関、団体の取り組みの中で、専門的内容も伝えていく、わかりやすい情報発信の工夫も必要です。

(8) 平時からの防災対策と災害時要援護者の支援体制の強化

災害時に一般の人々と同じような危険回避行動や避難行動、避難生活を行うことが難しく、他者からの援護を必要とする災害時要援護者は、災害の局面や時期によって求められる援護が異なるため、きめ細かな対応が求められています。

自助としての災害時要援護者と家族による備えはもちろん必要ですが、市や地域の連携による平時からの安否確認や在宅高齢者等の所在情報の把握、地域の見守り活動などの福祉と防災の連携、共助と公助の協働の仕組みづくりが求められています。